

入札予定価格の事前公表に関する事務取扱要領

施行 平成21年4月 1日
最終改正 平成27年3月30日

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約制度の透明性の一層の向上を図るため、山武都市広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託(以下「建設工事等」という。)にかかる予定価格の入札執行前の公表(以下「事前公表」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、競争入札により請負契約を締結する建設工事等を対象とする。
2 前項の規定にかかわらず、事前にこれを公表することにより、企業団に不利益が生じるおそれがある場合は、これを公表しないものとする。

(事前公表の時期)

第3条 事前公表の時期は、原則として、次の各号に定める日とする。
(1) 一般競争入札は、入札の公告日とする。
(2) 指名競争入札は、指名通知日とする。

(事前公表の方法)

第4条 事前公表の方法は、一般競争入札にあつては資格要件等の入札公告により、指名競争入札にあつては指名通知書により、これを公表する。

(事前公表した入札の執行)

第5条 事前公表した入札の執行については、次の各号に定めるとおりとし、本要領に定めのない事項については、企業団入札約款及び企業団郵便入札約款によるものとする。
(1) 再度の入札は、これを行わない。
(2) 落札の有無にかかわらず、当該入札金額の根拠となる積算内訳書の提出をもとめることができる。
2 前項の規定により入札の執行をし、落札者が決定しない場合は、入札不調とする。この場合、新たに事務手続きを行わなければならない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、事前公表に関し必要な事項は、企業長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、山武都市広域水道企業団指名競争入札に係る予定価格の事前公表に関する事務取扱要領(平成18年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。